



文京区分別収集計画

令和6年6月

文京区

文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）...	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	8

1 計画策定の意義

文京区では、令和3年3月に令和3年度から令和12年度までの10年間の廃棄物処理の計画を定めた「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」（以下「モノ・プラン文京」といいます。）を新たに策定しました。

「モノ・プラン文京」では「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」のため、前計画の基本理念である「リデュース」と「リユース」の2Rを優先する考え方を引き続き踏襲しています。

一方で、平成27年度から減少していた区収集のごみ総量は、令和元年度に4年ぶりに増加に転じており、循環型社会の形成に特に重要とされる「リデュース」や「リユース」について、区民や事業者の取り組みも一定程度進んではいるものの、まだ十分とはいえません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。これらの課題に対応するため、区ではこれまで大部分を可燃ごみとして収集していたプラスチックごみを資源として分別回収する事業を令和7年度から開始することとしており、循環型社会の実現に向けた取り組みを加速させているところです。

このような背景を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、今後5年間の資源の回収量を見込んだ本計画においても、ごみに混入されている資源物の分別の徹底はもちろんのこと、「排出抑制」＝「リデュース」の考え方を取り入れて算定しており、区民・事業者・区が連携してより一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、持続可能な「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、区民・事業者・行政のそれぞれの役割や取り組むべき方針を示したものです。

本計画の確実な実現のために、区は排出者である区民や事業者への意識啓発を中心に様々な施策を実施してまいります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- 生産・消費活動における発生抑制
 - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取り組み支援事業を展開する。
- リサイクルの仕組みの整備
 - ・区民の様々なライフスタイルに応じたリサイクルの仕組みを整備する。
- 区民やNPO、事業者との協働
 - ・発生抑制・リサイクルを進めていくためには、区民と事業者の協力が不可欠であるため、区内団体及び区内リサイクル団体、事業者団体などとの協働を図る。

3 計画期間

令和5年4月を始期とし、令和9年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 PETボトル
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 段ボール

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりである。

(単位：t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	11,050	11,061	11,069	11,075	11,077

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

(1) 排出者意識啓発計画

① 区民を対象とした啓発活動

- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- リサイクルイベントや施設見学会等を活用した普及啓発の実施
- 環境教育の取り組み、児童を対象とした啓発の実施
- リサイクル推進活動表彰の実施

② 事業者を対象とした意識啓発

- 事業用建築物への排出指導に伴う啓発
- 優良排出事業者への表彰の実施
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（EPR）に基づく取り組みの働きかけ

(2) 資源・ごみ排出管理計画

① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯に対する排出マナー指導の徹底
- 集合住宅の管理会社を通じて、入居者、居住者へ資源・ごみの排出ルールを徹底。また集団回収移行への勧奨

② 事業系廃棄物排出指導事業

- 延床面積が1,000㎡以上の事業用建築物への排出指導の実施
- 事業者を対象としたリサイクルシステムの実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）（令和6年度まで）
	白色トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（令和6年度まで）
	プラスチック製容器包装（令和7年度から）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

(単位:t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	297		299		301		303		304	
主としてアルミ製の容器	353		353		354		354		355	
無色のガラス製容器	(合計) 1,150		(合計) 1,157		(合計) 1,164		(合計) 1,170		(合計) 1,177	
	引渡 0	独自処理 1,150	引渡 0	独自処理 1,157	引渡 0	独自処理 1,164	引渡 0	独自処理 1,170	引渡 0	独自処理 1,177
茶色のガラス製容器	(合計) 436		(合計) 439		(合計) 441		(合計) 444		(合計) 446	
	引渡 436	独自処理 0	引渡 439	独自処理 0	引渡 441	独自処理 0	引渡 444	独自処理 0	引渡 446	独自処理 0
その他のガラス製容器	(合計) 1,202		(合計) 1,210		(合計) 1,216		(合計) 1,223		(合計) 1,230	
	引渡 1,202	独自処理 0	引渡 1,210	独自処理 0	引渡 1,216	独自処理 0	引渡 1,223	独自処理 0	引渡 1,230	独自処理 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15		17		18		19		21	
主としてダンボール製の容器	4,105		4,138		4,172		4,205		4,237	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 999		(合計) 1,014		(合計) 1,029		(合計) 1,044		(合計) 1,059	
	引渡 689	独自処理 311	引渡 700	独自処理 314	引渡 710	独自処理 319	引渡 720	独自処理 324	引渡 731	独自処理 328
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 11		(合計) 11		(合計) 1,894		(合計) 1,863		(合計) 1,836	
	引渡 6	独自処理 0	引渡 6	独自処理 0	引渡 1,894	独自処理 0	引渡 1,863	独自処理 0	引渡 1,836	独自処理 0
(うち白色トレイ) (※1)	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 0	独自処理 5	引渡 0	独自処理 5	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0

※1 令和7年度から主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものに含む。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 令和3年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、『「文の京」総合戦略』における「将来人口推計（区独自推計）」のデータを利用して文京区の各年の人口増加率を算出し、令和3年10月1日の住民基本台帳人口にこの増加率を乗じて、令和9年度までの各年度の人口を推計した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
234,580人	237,211人	239,819人	242,450人	245,058人

※ 外国人を含む

※ 各年10月1日現在

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集の他、区民団体が中心となって実施している集団回収や公共施設等を活用して行っている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	公共施設等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
	その他 プラスチック (※2)	プラスチック 製容器包装	公共施設での拠点回収	民間施設
	白色トレイ (※2)	トレイ	公共施設等での拠点回収	民間施設
	その他 プラスチック (※3)	プラスチック 製容器包装	区による資源分別収集	民間施設

※2 公共施設での拠点回収は令和6年度を以て廃止する。

※3 令和7年度から区による資源分別収集を実施する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して選別・圧縮・保管を行う。
資源化施設の確保については、検討を行う。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清掃審議会」において、一般廃棄物処理基本計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討を行い、実施していく。
- より広範な区民や事業者の参画を促すため、区内リサイクル団体とともに区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促すため、区は必要な支援を行っていく。

文京区分別収集計画（第10期）

令和6年6月

文京区資源環境部リサイクル清掃課
東京都文京区春日1-16-21
電話：03-3812-7111（代表）
URL：<http://www.city.bunkyo.lg.jp>